

## 覚 書

盛岡市（以下「甲」という。）と松ノ木平町内会、庄ヶ畑町内会、桜台自治会、上米内親交会、白石町内会、大志田部落会及び中津川地区振興会（以下これらを「乙」という。）とは、盛岡市クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

### （公害防止協定）

第1 甲及び乙は、クリーンセンターにかかる公害防止協定を締結するものとする。

### （公共施設の整備等）

第2 甲は、公共施設の整備等に関し、別表に掲げる事項について、必要な施策を講じるものとする。

### （余熱利用施設）

第3 甲は、クリーンセンター関連の余熱利用施設について、別紙の余熱利用施設計画（案）に基づき、建設を推進するものとする。

### （施設の存続）

第4 クリーンセンターの更新時期については、現時点では特に定めないこととし、更新施設の立地場所については、クリーンセンターの所在地にこだわらず、将来の住民の判断に委ねることとして、基本計画策定の段階から、次に定める事項を遵守して関係住民との協議を行うものとする。

(1) 甲は、施設の更新に当たり、盛岡市廃棄物対策審議会に諮問するに際しては、乙の代表者等から意見を聴くための措置を講じるよう努めるものとする。

(2) 甲は、ごみの減量及び資源化に関する施策について乙の意見を聴くため、盛岡市ごみ減量資源再利用推進会議への参加等必要な措置を講じるものとする。

(3) 甲は、施設の更新に当たり、計画を立案する際には、分散型立地を原則とし、複数の立地を行うよう努めるものとする。

(4) 甲は、施設を更新しようとするときは、住民投票やアンケートなどにより、乙の地域住民の意向を調査した上で、乙と協議するものとする。この場合において、調査方法等については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

### （協議）

第5 この覚書について疑義が生じたとき又はこの覚書の内容により難しい事情が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この覚書の証として、本書8通を作成し、甲及び乙記名押印の上それぞれの1通を保有する。

平成9年12月4日

甲 盛岡市  
代表者 盛岡市長 桑 島 博

乙 松ノ木平町内会  
代表者 会長 氏 名

庄ヶ畑町内会  
代表者 会長 氏 名

桜台自治会  
代表者 会長 氏 名

上米内親交会  
代表者 会長 氏 名

白石町内会  
代表者 会長 氏 名

大志田部落会  
代表者 会長 氏 名

中津川地区振興会  
代表者 会長 氏 名

立会人 米内地区振興協議会  
代表者 会長 氏 名

立会人 上米内地域環境整備協議会  
代表者 会長 氏 名

公共施設の整備等（別表）

事 項	施 策
<p>[ 早期に実現を要望する事項 ]</p> <p>余熱利用施設に活動センター的機能（体育館，集会室）を持たせること。</p> <p>余熱利用施設開設を目処に，施設利用者への健康相談所を開設すること。</p> <p>患者輸送車の早期到着等利便性を図ること。</p> <p>余熱利用施設への路線バスの運行が実現するようバス会社に強く働きかけること。</p> <p>クリーンセンターの余熱を有効に活用すること。</p> <p>また，余熱の農業利用を促進すること。</p> <p>庄ヶ畑地区振興センターの建物及び用地を拡張すること。</p> <p>上米内地区振興センターの広場を舗装整備すること。</p> <p>中津川地区振興センターの井戸ポンプを早急に整備すること。</p> <p>市道上米内24，27号線の道路整備を早期に着手すること。また，市道上米内24，51号線にカーブミラーを早急に設置すること。</p> <p>上米内畑付近の道路側溝の改良整備について，継続して実施すること。</p> <p>県道盛岡環状線の歩道，道路改良，街灯の整備が実現するよう県に対し，強く働きかけること。</p> <p>矢倉から区界の林道について，待避所を整備すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施いたします。</li> <li>・ 臨時健康相談所を開設いたします。</li> <li>・ 早期到着は困難ですが，中津川コースについては現在隔週で運行しておりますが，毎週運行を検討しております。</li> <li>・ 要請してまいります。</li> <li>・ 地元農家等と検討しております</li> <li>・ 増改築の方向で検討してまいります。</li> <li>・ 整備する方向で検討してまいります。</li> <li>・ 平成9年度に実施いたします。</li> <li>・ 道路整備については継続して実施いたします。カーブミラーについては，調査のうえ対応いたします。</li> <li>・ 引き続き実施いたします。</li> <li>・ 要望してまいります。</li> <li>・ 地元協議のうえ側溝脱輪防止策として蓋掛けで実施いたします。</li> </ul>

事 項	施 策
<p>桜台団地下水処理施設について、平成10年5月までに市で管理すること。</p> <p>上水道の整備を行うこと。特に、砂小沢、カキツバタ群落付近（小鳥沢1，6号線）地区については早急に整備すること。</p> <p>松園から庄ヶ畑間のアクセス道路を整備すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査のうえ自治会と協議しながら平成11年4月より管理を実施いたします。</li> <li>・ 給水区域内である砂小沢地区、及びカキツバタ団地、上米内第1，第2団地については、給水区域に編入することを考慮しながら地域と協議のうえ実施してまいります。赤坂団地、赤坂ニュータウン、上米内ハイツについては、私道を市道に認定が行われた後、順次整備を実施いたします。</li> <li>・ 調査，検討してまいります。</li> </ul>

<p>[ 将来的に実現を目指す事項 ]</p> <p>矢倉から区界の道路拡張整備について検討すること。</p> <p>市街化区域への編入について、次回の見直し時期に検討すること。</p> <p>下水道を整備すること。</p> <p>バス路線（上米内駅までの乗入れ、桜台～上米内駅～水道橋～加賀野）について、バス会社に、継続して働きかけること。</p> <p>鉄道の列車便の増について、引き続き関係機関に働きかけること。</p>
---

<p>[ 既に実施された事項 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上米内老人，児童福祉センター建設</li> <li>・ 上米内97号線，28号線新設改良</li> <li>・ 桜台団地歩道（バス路線）除雪</li> <li>・ カキツバタ群落付近（市道小鳥沢1，6号線）側溝整備</li> <li>・ 配水管整備（青葉台団地）</li> <li>・ 矢倉～区界間舗装整備</li> </ul>
--

[ 現在実施中の事項 ]

- ・ 庄ヶ畑地区土地改良整備総合整備
- ・ 上米内 110号線道路新設改良
- ・ 上米内50号線歩道整備
- ・ 米内沢川普通河川改良整備
- ・ 赤坂明通地内側溝整備
- ・ 配水管整備（八千代台団地）
- ・ 中津川地区振興センター井戸ポンプ整備
- ・ 市道上米内24，27号線道路整備及び市道上米内24，51号線カーブミラー設置
- ・ 上米内畑付近道路側溝改良整備
- ・ 矢沢線林道整備